

平成 28 年 6 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 28 年 6 月 24 日（金）

午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

小値賀町役場 3 階第 4 会議室

小値賀町農業委員会

平成 28 年 6 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 28 年 6 月 24 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所：小値賀町役場 3 階第 4 会議室

3. 出席委員：（17 人）

会長 松口政之

会長職務代理者 1 番 松山多作

委員 2 番 近藤良治 3 番 辻 勉 4 番 松永一誠

5 番 吉田英章 6 番 宮崎 幸二 7 番 迎 広子

8 番 土川浩子 9 番 北野 長義 10 番 下山勝宏

11 番 筒井正美 12 番 近藤 茂樹 13 番 吉永信義

14 番 大久保勉 ~~15 番 小崎八郎治~~ 16 番 木村吉照

17 番 前田 猛

4. 欠席委員： 15 番 小崎八郎治委員

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について 14 番 大久保勉委員、16 番 木村吉照委員

第 2 報告第 1 号 農地第 18 条第 6 項の規定に基づく賃借権の合意解約について

第 3 その他

- ・農地利用状況調査に係る調査員の委嘱について
- ・平成 28 年 7 月の予定について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸

書記 神崎 健司

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

事務局長：みなさん、こんにちは。

全委員：こんにちは。

事務局長： 定刻となりましたので、ただいまより、28 年 6 月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の欠席は、15 番 小崎八郎治委員の 1 名です。

出席委員は 18 名中 17 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松口会長：みなさん、こんにちは。

全委員：こんにちは。

松口会長： 梅雨に入って、大雨ばかりで九州各地で被害が出ていますけれども、小値賀は被害なく通っています。また、先日から女性の方は、長崎の総会に出席していただきましてありがとうございます。7月に入れば、年金の説明会がありますので、その時はよろしくお願いします。それでは始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

全委員：異議なし。

松口会長：ありがとうございます。14番 大久保委員、16番 木村委員をお願いします。

大久保委員・木村委員：はい。

松口会長： 続きまして、日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約についてを、議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは報告第1号をご覧ください。

申請地の所在は、笛吹郷字平引（ひらびき）288番4の畑で面積が2,821㎡です。
貸人（かしにん）は大浦の●●●●さん、福岡市△△△の△△△△さん、同じく福岡市×××の××××さんの3名で、借人（かりにん）は□□□□です。解約面積は2,821㎡で、解約の期日は平成28年6月1日です。
解約の理由としては、□□□□がリースハウス建設用地として●●●●さん達から農地を借りていましたが、□□□□がリースしていた、研修卒業生で相津在住の****さんが就農を断念したため、今回新たに研修卒業生で牛渡在住の@@@@さんにリースするように予定されています。

この契約は平成25年10月1日に10年間の契約を締結していました。以上で報告第1号の説明を終わります。

松口会長： ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

前田委員： ****さんは辞めるのですか。

松口会長： ****さんの件について、説明をお願いいたします。

前田委員： 農業そのものを辞めるのですか。

事務局長： はい、そうです。元々、ご夫婦でミニトマトの栽培をされていましたが、奥さんがトマトのアレルギーが発症して、その後は、旦那さんが1人で頑張っていましたけれども、なかなか栽培が上手いかず、適宜、県や担い手公社の指導員などサポートはしていたのですが、上手いかないという事情がございまして、今回断念されるという事態に至っております。

前田委員：体は小値賀にいて、百姓をしているのですね。

神崎書記：はい、小値賀にいます。

前田委員：また他のことをするのですか。

事務局長： 基本的には他にも仕事を探しながら、少し農業をされるとは聞いています。ミニトマトの栽培は断念されるそうです。

松口会長： 私たちも股聞きだったので、前、政策監にリースハウスはトマトしか栽培できないというのが、その話しでした。他にも、実エンドウなど作りたいが行政の方が許さないということで、そういう話を聞いたものだから。

事務局長： それはないと聞いていますが、事業計画もありますから、それを変更すれば他の品種の栽培も可能とは聞いています。再三再四、奥さんも交えて話し合いも担い手公社と私たちと県の先生も入って、指導や相談を受けていたのですか、上手く出来ない、管理の面であるとか、センスのこともあるのかなと思います。

松口会長： 収量あたりをなかなか取れなかったわけですね。値段はみんな共同で出しているので価格は変わりません。

松山委員：収量もですが、結局、雇い人を導入しないと収穫ができないので、その辺もあります。

前田委員： 会長が言っていたように、みんな、ミニトマトならミニトマトだけでやりなさいという考えだけで、実エンドウなどほかの野菜でやっていくという考えはなかったのですか。

松山委員： メロンなどでしたら、アレルギーもなかったかもしれないですね。しかし研修生の時に、ミニトマトでやっていたのだから。

松口会長：施設そのものが、ミニトマトという計画で作っているんで、他の野菜に変更されないと・・・

松山委員： 作物は、研修生にある程度研修して、経営になる時に作物は選ばせるようにしないとけないと思います。

以前、私たちが評議員をしている時に、牛の研修生の入れてほしいと言ったら、牛の施設がないのでそういうのは出来ないと言われました。それなので、野菜ばかりをずっと作ってきました。今の施設のというのは、担い手公社にあるのと個人でも受け入れています。そういうふうな方向で進めていかなければ、研修生も育たないと思います。

吉永委員：辞めていく人は仕方ないと思いますが、あとを受ける@@@@さんは隣に自分のハウスを持っています。果たして、彼も1人者でしょうか、確かに雇い人はしているみたいですが、両方のハウスを管理できるのか、そっちの方が心配です。

事務局長：本人さんが借りる意向は確認できていますので、その辺は、当然、頭の中にあるかと思えます。

吉永委員：@@@@さんは、結構良いトマトを作っているそうです。

前田委員：今、トマト専門でやっていますが、我々の考えからすれば、トマト一反だけではなくトマトを主力として連携して他の作物も作るようにしてもらう方がいいと思います。ハウスの導入もするでも、トマトだけではなくそのトマトに合わせて他に何か作るかもしれないですから・・・

木村委員：¥¥¥¥君とも他になにかしてみないかと言ってみたのですが、そこまで手がまわらないと言われました。

松口会長：ミニトマトも集荷期間の長いのですか。

前田委員：それですから、トマト一枠でと言っていると思います。我々が試みて収穫期間が長い品物は、絶対、金高の上がりはかなわないです。あの連棟のハウスは、我々のように台風が来ているから、無難にバラさないといけないとふうなハウスではなく、一応、それに耐えられるハウスだと思います。

松口会長：(風速) 40mから50mぐらい耐えられると思いますが・・・

松山委員：もたないと思います。あのハウスは、ノーバンド系です。

松口会長：研修棟のハウスは違いますか。

松山委員：研修棟のハウスは違うと思います。\$\$\$\$さんのハウスも破られました。

前田委員：なるべく、これからの先の方たちにもそうならないように、都合のいい経営になるようにしてほしいと思います。若い連中が頼りなので。

大久保委員：パッチテストを最初からした方がいいと思います。

松口会長：ありがとうございました。他にありませんか。

先程、事務局が説明した理由のとおりでございますので、この案件はお互いの合意ということですので、何ら問題はないかと思いますがいかがでしょうか。

全委員：異議なし。

松口会長： ありがとうございます。

続きまして、日程第3 その他について事務局より説明をお願いいたします。

神崎書記： その他ですが、農地利用状況調査に係る調査員の委嘱について、もう既にお手元の方に全員の委嘱状を配布させていただいております。

農地利用状況調査については、昨年14名で実施していましたが、今年は前回の定例総会でも松口会長から説明がありましたとおり、18名全委員に携わっていただくようにしております。期間については、農業会議から9月上旬までという話をされていますが、前回も話し合った通り、8月は稲刈りやワラなどで忙しいこともあり、なるべく7月末までに完了できるように実施していただければと思います。農地利用状況の実施要領を抜粋し、その写しを今回青いファイルの中に資料として配布しています。

今回の調査も昨年同様の色区分で耕作中は色なし、緑は「草刈り等で、直ちに耕作可能な土地」とし、黄色は「耕作するには重機・基盤整備を必要とする土地」とし、赤は「山林原野化した土地」とします。調査地区も4名追加して割り当てています。地図については今年度分と参考までに前年度分を配布しておりますので、よろしくお願いします。

納税猶予、年金関係で赤色にできないところは、事務局で分かりますので、皆さんは「白」「緑」「黄」「赤」の判断をしっかりといただければと思います。以上です。

大久保委員： 一部だけ作っていて、一部は荒れているところはどうすればいいですか。

松口会長： 一枚の畑で、少しでも耕作していれば耕作でいいです。

大久保委員： 片方は重機を入れないといけない、片方は綺麗にしている、そういう時は色別の判断が難しいです。

松口会長： この前、斑の非農地通知を出したのですが、斑の橋の登りがけにあった、その手前に小さい田がありましたよね。そういう判断が今後、農地としてやらない、はっきり分かった農地は離していいとなっています。そういう農地は、機械を入れないといけないし、いつまでも農地として残していてもあるだけなので、最初から離してもいいと思います。基盤整備などははっきりわかる農地は外していかないと、税金などかかります。

大久保委員： 出口建設から中に入った小西鰻頭屋さんの裏側の畑は、一部作っていますが、最終的に農地にはならないですね。端っこはほぼ黄色で一応、耕作はしています。そういう畑はどう判断したらいいのかわからないです。先々、見込みはなくなると思います。周りも宅地ですから。

松永委員： 昨年までは14名で回って言いましたが、今年は18名ということで浜津は下山さんと相談した方がいいですね。

神崎書記： 浜津は今回、前目と後目で分けています。それで地図も作成しています。柳も半分半分で分けています。

利用状況調査の方はよろしいでしょうか。他に何かあれば。事務局の方をお願いします。

次に、農地についての税金についてです。みなさんご存知かと思いますが、遊休農地を放置すると、平成29年1月1日以降に税金が高くなります。今までの評価額に対して0.55かけていたのですが、それをかけないようになります。結果的に1.8倍の固定資産税額になります。使わない農地に関しては、非農地判断をしたり、ある程度使える農地でしたら中間管理機構に貸付けたりした方がいいと思います。中間管理機構にさらに貸し付けた場合は、1反以上で15年貸し付けた場合が、5年間の間で固定資産税が2分の1に、10年から15年貸し付けた場合は、3年間で2分の1になりますので、かなり優遇されます。なるべく中間管理機構の方に使えるような農地は、預けてもらうようになるかと思います。これから意向調査もしていきますが、どうしたらいいか相談を受けたら、使えるような農地は中間管理機構に預けてみないかと話をしてもらえればいいかなと思います。

下山委員： 荒れているのはダメですね。

神崎書記： 荒れているのは、中間管理機構が受け取りません。そういうのは、非農地で出そうと思います。

下山委員： 私も本人に注意はしたのですが、貸してみようか話は出てきたのですが貸し付けしようとした場所が端っこにあって入りにくかったです。

松口会長： 年度内に、非農地判断と意向調査を同時にしないといけないですね。そうしないと、来年から税金が変わっていますから。

神崎書記： 来月が浜津を予定しているのですが、途中でペースアップして毎月になるかもしれないですが、なるべく非農地通知を出した状態で1月1日を迎えたいと、あまり町民のみなさんや所有者に負担がかからないようにと思っています。

松永委員： 質問をよろしいですか。

小値賀の場合は評価額がそんなに高くないと思いますが、一等地で一反当たりどれぐらいするのですか。

神崎書記： 評価額でしたら、田が70,000円ですね。

松永委員：その 0.55 ですか。

神崎書記：はい、0.55 です。

事務局長： この 0.55 の限界収益率が、固定資産評価で使われているかというのは、今確認中です。と言いますのも、私が先日の事務局長の初任者の研修会に行った時に、時津か平戸かの事務局長がこの話をしていましたが、0.55 をかけていないということをおっしゃっていました。今、税務に問い合わせ中ですが、実際にこういう評価の出し方をしているのかどうかをまだ把握できておりません。

松口会長：かけていなかったら、税金が上がらないということですよ。

事務局長： はい、そうです。変わらないという結果になるかと思いますが、下の段の軽減手法の方が、0.55 をかけたあとの 2 分の 1 になるという話なのか、税の方で確認します。

松永委員：畑はいくらですか。

神崎書記：普通のが、33,000 円で、高いので 50,000 円です。

松口会長： 2 分の 1 になる対象者は、所有する全ての農地と書いているので、離農しなさいということですよ。所有する全ての農地を貸し付けた場合ですから、一部でいいのですか。

神崎書記： 1 反以上の農地は全てで、一反未満は残します。1 反以上は全部貸さないと 2 分の 1 に適用されないです。百姓は辞めないでいいです。

松永委員：これは、70,000 円に 1.4 をかけるのでしたか。

神崎書記： 評価額に 1.4% をかけたのが税金です。税については、税務の方と相談して次回の総会の時にお知らせしたいと思います。

松山委員： 新田をどうにかしないといけないですよ。新田を非農地で税金が来るようであれば、黄色でしたら話にならないですね。

松口会長： それは一応、中間管理機構に貸すという意思表示をして、借りなかった場合はどうなるのですか。

事務局長： 意志表示するだけでよろしいです。使えるか使えないかは、問わないみたいです。気持ちを見せればいいそうです。

松山委員：そうしないときは、全部引っ掛かります。

松口会長： 新田の場合は近々ならなくても、もしかして基盤整備とかできる面積がありますので、将来使う見込みがないとは言われたいです。

松山委員： そうしても、作る人はいないです。

神崎書記： 税金の方は、よろしいでしょうか。

全委員： はい。

神崎書記： よろしくお願ひします。

続きまして、研修会のご案内です。まず7月13日に佐世保のレオプラザホテルで農業者年金加入特別研修会が予定されております。参集範囲が加入推進部長と女性農業委員さんになっていますが、松山部長には行ってもらおうとして、女性農業委員さんはどうされますか。松山委員、小崎委員、土川委員、迎委員の4名で連絡します。お願ひします。

続きましては、8月25日に九十九島ホテルで県北地区農業委員研修が予定されています。正式な通知についてはまだ来ておりませんが、一応全員分旅費は組んでおりますので、仕事に支障が無い方はなるべく参加していただく方向でお願いしたいと思ひます。参加については、次回の総会の折にでも改めて確認させていただきます。

次に、県外研修も年内中にしたいと思ひます。11月を予定したいと思ひます。

松口会長： みなさんも、あんまりわからないので、九州管内で場所などは事務局任せでよろしいでしょうか。

全委員： はい。

神崎書記： 熊本・大分は被災していますので、そこら辺にお金を落すような感じにしたいと思ひます。行程案をお作りして、みなさんにお渡しできればと思ひます。

松口会長： 来月の日程は、7月29日と考へていたのですがどうでしょうか。

全委員： はい。

神崎書記： 次回は、浜津をパトロールしますので13時半にはお集まりいただければと思ひます。

松口会長： 農協の方から何かありませんか。

松永委員： 何点か報告させていただきます。

6月12日にメロン祭りを行いました。昨年できなかったのに、今年開催でき安心しました。約380個箱、完売したそうです。

6月18日・19日に、農協の展示会が行われました。目標額が大きかったので心配しましたが、みなさんのご協力で105%達成しました。売り上げ金額も2,200万円でした。ありがとうございました。

6月16日に総代会前の地区別説明会がありまして、約54名出席をいただきました。

6月29日に佐々町文化会館で、総代会があります。ここで議案が審議されますが、130,000,000円の剰余金が出ています。出資配当の1%は議案に入っていますので、1%の配当があるかと思います。

7月5日に牛市が行われます。今回は、373頭、小値賀は125頭です。前回の平均が757,000円となっておりますが、今回もこれぐらいになるかと思います。以上です。

松口会長：共済の方からは何かありますか。

吉永委員：ありません。

松口会長：土地改良区からは何かありますか。

筒井委員：ありません。

松口会長： みなさん方から何かありますか。

ないようでしたら、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

全委員：ありがとうございました。

議 長 会 長 _____ 印

会議録署名人 14 番委員 _____ 印

会議録署名人 16 番委員 _____ 印